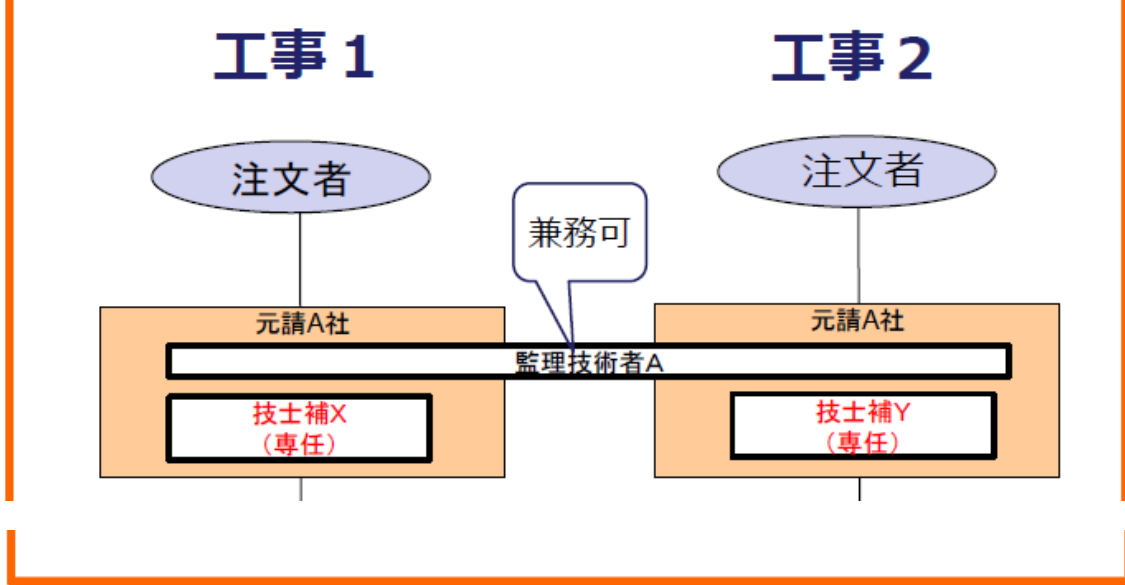


監理技術者兼務に関するアンケート

建設業法の改正により、令和2年10月から、監理技術者の専任制度が緩和され、新設される土木施工管理技士補以上の資格を有する専任の技術者が配置される場合は、複数の工事を兼務することができるようになる予定です。

【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（当面2現場とする予定。）
- ・ 政令で定める者は、今回創設する技士補制度のうち、1級の技士補であって主任技術者の資格を持つ者などとすることを検討中。



実施に伴い、運用面での様々な期待や不安があると思いますので、今後の参考とするため下記のアンケートを実施しますのでご協力願います。

対象者は監理技術者の資格を取って10年以上の実績のある中堅以上の技術者とします。